

基発0630第2号
令和8年6月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第112号。以下「改正省令」という。)が令和8年6月30日に公布され、令和9年4月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の要点

1 概要

労働安全衛生規則(昭和47年省令第32号)第52条の14第1項は、事業者に対し、ストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させること(以下「集団分析」という。)を努力義務としているが、当該集団分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施することを新たに規定するものであること。

2 施行期日

改正省令は、令和9年4月1日から施行すること。

第2 改正省令の細部事項

本改正により、集団分析に係る規定に「特定の個人を識別することができない方法で」を追加することとしているが、これは、集団分析については、個々の労働者が特定できないことを前提とする従来の解釈を明文化した趣旨であること。

また、個々の労働者が特定されるおそれのない方法の具体的な運用については、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 27 年 4 月 15 日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第 1 号）11 の（4）ア等において示しているものを想定しており、従来の運用に変更を加えるものではないこと。

なお、特定の個人が識別可能な方法により集団分析を行うことは、本改正に基づく集団分析の実施の努力義務を履行したことにならないことはもとより、労働者のプライバシー保護の観点から許容されない趣旨であること。

○厚生労働省令第百十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の十第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
（検査結果の集団ごとの分析等） 第五十二条の十四 事業者は、検査を行った場合は、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに、特定の個人を識別することができない方法で、集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。 2 （略）	（検査結果の集団ごとの分析等） 第五十二条の十四 事業者は、検査を行った場合は、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。 2 （略）	

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第四十八号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十四第一項第二号並びに第十八条第一項第四号及び第二項第二号並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十七条の十四第一項第二号（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む）並びに第百条の三第一項第九号及び第四項第二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条 農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の二を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改	正	後
（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） 第六十一条 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この条、第六十六条及び第六十七条において同じ。）のための不動産（原則として、自らを子会社とする当該農業協同組合若しくはその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産若しくは事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務 二 二十五 （略） 三 三 （略） 四 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 九 （略） 十 機械類その他の物件を使用させる業務（法第二十三項第一号に掲げる業務が行われない場合を除く。） 十一 二十 （略） 五・六 （略）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） 第六十一条 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この条及び第六十七条において同じ。）のための不動産（原則として、自らを子会社とする当該農業協同組合若しくはその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産若しくは事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務 二 二十五 （略） 三 三 （略） 四 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 九 （略） 十 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣が定める基準により主として法第二十三項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。） 十一 二十 （略） 五・六 （略）	（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等） 第六十一条 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この条及び第六十七条において同じ。）のための不動産（原則として、自らを子会社とする当該農業協同組合若しくはその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産若しくは事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務 二 二十五 （略） 三 三 （略） 四 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 九 （略） 十 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣が定める基準により主として法第二十三項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。） 十一 二十 （略） 五・六 （略）